

人権三法施行後の人権に関する行政施策の調査結果と 今後の課題

公益社団法人徳島地方自治研究所・理事 中野 輝行

1. はじめに

(1) 調査の目的

1993年（平成5年）に全国に先駆けた「阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」の調査研究を行い、さらに平成の大合併により人権政策がどのように変遷してきたかを調査研究してきた。そして今回、2016年（平成28年）に人権三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）が施行されて5年余が経過したことから、人権三法施行後の行政施策の実績状況等現状を把握し、今後の課題を明かにすることを目的に2022年10月を基準に調査した。

(2) 調査方法

「どのような人権行政の体制が構築され、担当者はどのように人権課題を担っているのか」を求めべく、①人権行政の体制についての担当課調査は県内全ての自治体から回答があった。②人権課題を担う担当者には担当課を通じて調査票を配布し、173人中111人64.2%から回答を得た。

2. 調査結果から考えること

(1) 合併による人権条例について

いわゆる平成の大合併により、徳島県内は50自治体から24自治体となった。そして「部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」などは合併で誕生した10自治体（阿南市も含む）中7自治体で「部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」として制定されたが、現在は4自治体での条例となっている。一方、合併しなかった14自治体中8自治体が条例を継続し、6自治体は「人権条例」として制定されている（集計表 徳島県内自治体の人権条例等の推移）。なお、海部郡3町やつるぎ町などでは人権三法成立を踏まえて条例を改正している。

(2) 担当者の雇用形態別と担当業務、勤続年数等

① 担当課が把握している担当者の雇用形態別は、(ア)正規職員85人49.1%、(イ)会計年度任用職員79人45.7%、(ウ)再任用職員9人5.2%。

② 回答者の所属と雇用形態は下表のとおりである。

| 所 属 | 正規 | 会計 | 再任 | 計 | 正規 | 会計 | 再任 | 計 |
|---------|----|----|----|-----|-------|-------|-------|--------|
| 市長部局 | 19 | 17 | 4 | 40 | 47.5% | 42.5% | 10.0% | 100.0% |
| 市教育委員会 | 13 | 15 | 0 | 28 | 46.4% | 53.6% | 0.0% | 100.0% |
| 町村長部局 | 15 | 7 | 1 | 23 | 65.2% | 30.4% | 4.3% | 100.0% |
| 町村教育委員会 | 11 | 7 | 2 | 20 | 55.0% | 35.0% | 10.0% | 100.0% |
| 計 | 58 | 46 | 7 | 111 | 52.3% | 41.4% | 6.3% | 100.0% |

③ 回答者の担当業務は、雇用形態別で見ると、「H I V感染者、ハンセン病回復者、刑を終えて出所

した人や家族、アイヌの人々、性的少数者、インターネット、新型コロナ、その他」の人権課題を正規職員が会計年度任用職員より10%以上多く担当している<表2-1、表2-2>。担当経験年数は、単純平均で正規職員3.9年、会計年度任用職員7.5年。回答者の勤続年数は、単純平均で正規職員17.8年、会計年度任用職員8.9年、再任用職員1.9年である。

※ 雇用形態や業務について、表一覧では次のように記す。

①正規職員→正規、②会計年度任用職員→会計、③再任用職員→再任

1 同和問題→同和、2 女性→女性、3 子ども→子ども、4 高齢者→高齢者、5 障がい者→障がい、6 外国人→外国人、7 HIV感染者→HIV、8 ハンセン病回復者→回復者、9 刑を終えて出所した人や家族→出所等、10アイヌの人々→アイヌ、11性的少数者→性的少、12インターネット→ネット、13新型コロナ→コロナ、14その他→その他

※ 「平均」は単純平均

<表2-1>雇用形態別担当者の業務

| 処遇 | 同和 | 女性 | 子ども | 高齢者 | 障がい | 外国人 | HIV | 回復者 | 出所等 | アイヌ | 性的少 | ネット | コロナ | その他 |
|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 正規 | 51 | 42 | 40 | 35 | 35 | 32 | 28 | 30 | 32 | 30 | 42 | 41 | 29 | 34 |
| 会計 | 41 | 31 | 32 | 30 | 28 | 23 | 13 | 19 | 12 | 12 | 24 | 25 | 15 | 15 |
| 再任 | 7 | 5 | 5 | 3 | 6 | 5 | 1 | 2 | 1 | 1 | 4 | 3 | 4 | 4 |
| 合計 | 99 | 78 | 77 | 68 | 69 | 60 | 42 | 51 | 45 | 43 | 70 | 69 | 48 | 53 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 正規 | 87.9% | 72.4% | 69.0% | 60.3% | 60.3% | 55.2% | 48.3% | 51.7% | 55.2% | 51.7% | 72.4% | 70.7% | 50.0% | 58.6% |
| 会計 | 89.1% | 67.4% | 69.6% | 65.2% | 60.9% | 50.0% | 28.3% | 41.3% | 26.1% | 26.1% | 52.2% | 54.3% | 32.6% | 32.6% |

(分母は、正規職員が58人、会計年度任用職員が46人。再任用職員は7人で除外した)

<表2-2>正規職員と会計年度任用職員の業務比較(正規職員-会計年度任用職員)

| 担当業務 | 同和 | 女性 | 子ども | 高齢者 | 障がい | 外国人 | HIV | 回復者 | 出所等 | アイヌ | 性的少 | ネット | コロナ | その他 |
|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 正規-会計 | -1.2% | 5.0% | -0.6% | -4.9% | -0.5% | 5.2% | 20.0% | 10.4% | 29.1% | 25.6% | 20.2% | 16.3% | 17.4% | 26.0% |

3. 人権三法への対応

(1) 人権三法施行後の職員研修が不十分

① 人権三法施行後の職員研修は<表3-1>のとおり「部分的に行った」を含めて、行政は22団体中17団体77.3%、教委は18団体中11団体61.1%で、三法施行後5年経過しているにもかかわらず、職員研修が不十分であった。

<表3-1>

| | 行政 | 教育 | 計 |
|---------|----|----|----|
| 行った | 7 | 7 | 14 |
| 部分的に行った | 10 | 4 | 14 |
| 計 | 17 | 11 | 28 |

<表3-2>

| | 行政 | 教育 | 3法実施 | 計 |
|------------|----|----|------|----|
| 障害者差別解消法 | 4 | 3 | 14 | 21 |
| ヘイトスピーチ解消法 | 1 | 0 | 14 | 15 |
| 部落差別解消推進法 | 10 | 3 | 14 | 27 |

② 「部分的に行った」回答の内訳は<表3-2>のとおり、「部落差別解消推進法」の研修は40団体中27団体67.5%、「障害者差別解消法」は21団体52.5%でかろうじて5割を超えているが、「ヘイトスピーチ解消法」は15団体37.5%の研修で、特に不十分と言わざるを得ないし、「行っていない」と答えた団体は40団体中11団体27.5%と、約1/4の団体で研修ができていない状況は課題が残る。

(2) 人権施策基本計画等の策定も進まず。公開不足も

「人権施策基本計画等の策定」について、「策定済み」は24自治体中9自治体37.5%、「策定してい

ない」は11自治体45.8%、「その他」は2自治体8.3%、「無回答」は2自治体、となっており「人権施策基本計画等の策定」は半数以下であった。さらに、これら策定した計画の公開・周知（複数回答）は、「ホームページ」6自治体、「広報」4自治体、「講演会・研修など」3自治体、「その他」3自治体となっているが、公開・周知も不足している。

（３） 人権三法による「地方公共団体の責務」への対応も道半ば

- ① 障害者差別解消法への対応では、第3条「障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」は24自治体中11自治体45.83%、第10条「第7条に規定する事項（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）に関し、必要な要領を定めるよう努めるものとする」は13自治体54.2%、第17条「障害者差別解消支援地域協議会の設置」は8自治体33.3%、とこれからの対応が求められている。
- ② ヘイトスピーチ解消法への対応では、第4条2「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担をふまえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」は24自治体中10自治体41.7%、第5条2「相談体制の整備」は15団体62.5%、第6条2「教育の充実等」は12団体50.0%、第7条2「啓発活動等」は16団体66.7%であり、「啓発活動等」が増えている。
- ③ 部落差別解消推進法への対応では、第3条2「施策」は24自治体中18自治体75.0%、第4条2「相談体制の充実」は19自治体79.2%、第5条2「教育及び啓発」は18自治体75.0%。部落問題については従前からの対応があったが、この法律によって対応が若干増加している。
- ④ 人権三法での具体的対応は、(ア)相談体制が21自治体、(イ)教育・啓発が20自治体、(ウ)インターネット上の人権侵害情報への積極的対応が13自治体、(エ)障がい者に対する合理的配慮が19自治体であった。具体的な検証が今後必要になる。

4. 研修について

（１） 雇用形態別で研修に差異が

雇用形態別の人権課題別研修率は、会計年度任用職員が正規職員より高くなっている（表4-1-1）。

＜表4-1-1＞雇用形態別人権課題の研修と、国連人権教育10年及び人権教育・啓発推進法の認知

| 正規職員 | 同和 | 女性 | 子ども | 高齢者 | 障がい | 外国人 | 性的少 | ネット | 平均 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 現在の担当① | 51 | 42 | 40 | 35 | 35 | 32 | 42 | 41 | 39.8 |
| 担当経験年数平均 | 3.78 | 4.17 | 4.21 | 4.58 | 4.44 | 3.93 | 3.21 | 3.66 | 4.0 |
| 研修有② | 43 | 31 | 25 | 22 | 26 | 19 | 35 | 30 | 28.9 |
| 研修率③ | 84.3% | 73.8% | 62.5% | 62.9% | 74.3% | 59.4% | 83.3% | 73.2% | 71.7% |
| 国連人権教育 知る④ | 17 | 12 | 11 | 10 | 13 | 10 | 16 | 13 | 12.8 |
| 人権教育・啓発推進法 知る⑤ | 25 | 17 | 15 | 12 | 15 | 12 | 21 | 18 | 16.9 |
| 国連人権教育認知率⑥ | 39.5% | 38.7% | 44.0% | 45.5% | 50.0% | 52.6% | 45.7% | 43.3% | 44.9% |
| 人権教育・啓発推進法認知率⑦ | 58.1% | 54.8% | 60.0% | 54.5% | 57.7% | 63.2% | 60.0% | 60.0% | 58.5% |

| 会計年度任用職員 | 同和 | 女性 | 子ども | 高齢者 | 障がい | 外国人 | 性的少 | ネット | 平均 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 現在の担当① | 41 | 31 | 32 | 30 | 28 | 23 | 24 | 25 | 29.3 |
| 担当経験年数平均 | 8.85 | 8.21 | 8.66 | 8.66 | 8.50 | 8.65 | 7.39 | 7.60 | 8.3 |
| 研修有② | 35 | 22 | 21 | 16 | 23 | 20 | 20 | 22 | 22.4 |
| 研修率③ | 85.4% | 71.0% | 65.6% | 53.3% | 82.1% | 87.0% | 83.3% | 88.0% | 77.0% |
| 国連人権教育 知る④ | 10 | 8 | 8 | 7 | 10 | 9 | 9 | 10 | 8.9 |
| 人権教育・啓発推進法 知る⑤ | 13 | 10 | 10 | 9 | 12 | 11 | 11 | 13 | 11.1 |
| 国連人権教育認知率⑥ | 28.6% | 36.4% | 38.1% | 43.8% | 43.5% | 45.0% | 45.0% | 45.5% | 40.7% |
| 人権教育・啓発推進法認知率⑦ | 37.1% | 45.5% | 47.6% | 56.3% | 52.2% | 55.0% | 55.0% | 59.1% | 51.0% |

※ 「現在の担当」者および「研修有」の回答者が正規職員・会計年度任用職員ともに20未満の項目（H I V感染者、ハンセン病回復者、刑を終えて出所した人や家族、アイヌの人々、インターネット、新型コロナ、その他）の比較では除外した。

<表 4-1-2> 雇用形態別人権課題別研修率の差

| | 同和 | 女性 | 子ども | 高齢者 | 障がい | 外国人 | 性的小 | ネット | 平均 |
|---------|-------|------|-------|------|-------|--------|------|--------|-------|
| 正規③-会計③ | -1.1% | 2.8% | -3.1% | 9.6% | -7.9% | -27.6% | 0.0% | -14.8% | -5.3% |

しかし、会計年度任用職員の研修率が高いにもかかわらず、「国連人権教育10年」「人権教育・啓発推進法」の認知率を比較すると、会計年度任用職員の認知が低くなっている<表 4-1-3>。

<表 4-1-3> 雇用形態別人権課題別、「国連人権教育10年」および「人権教育・啓発推進法」の認知率比較

| | 同和 | 女性 | 子ども | 高齢者 | 障がい | 外国人 | 性的少 | ネット | 平均 |
|-------------------|-------|------|-------|-------|------|------|------|-------|------|
| 国連人権教育10年正規⑥-会計⑥ | 11.0% | 2.3% | 5.9% | 1.7% | 6.5% | 7.6% | 0.7% | -2.1% | 4.2% |
| 人権教育・啓発推進法正規⑦-会計⑦ | 21.0% | 9.4% | 12.4% | -1.8% | 5.5% | 8.2% | 5.0% | 0.9% | 7.6% |

次に同和問題担当者の正規職員と会計年度任用職員との「人権教育・啓発推進法」の認知を分析すると、<表 4-1-4>のとおり正規職員の認知が会計年度任用職員より多くなっており、雇用形態別の差異が確認された。会計年度任用職員の研修率が正規職員より高いにもかかわらず、これらの認知が不足していることから会計年度任用職員に対する研修方法の検討が求められる。

<表 4-1-4>

| | 知っている | 聞いたことはある | 知らない | 計 | 知っている | 知らない等 | 計 | 知っている | 知らない等 | 計 |
|----|-------|----------|------|----|-------|-------|----|-------|-------|--------|
| 正規 | 25 | 12 | 4 | 41 | 25 | 16 | 41 | 61.0% | 39.0% | 100.0% |
| 会計 | 13 | 13 | 9 | 35 | 13 | 22 | 35 | 37.1% | 62.9% | 100.0% |

※（「聞いたことはある」と「知らない」を統合し「知らない等」に。無回答は除いた）

（2）研修まったくなしの担当者、10%以上も

今回の主な調査目的は「人権三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）が施行されて5年余が経過したことから、人権三法施行後の行政施策の実績状況等現状を把握し、課題を明かにしていく」ことから、「同和問題、障がい者、外国人」の人権課題を中心に見ていくと、①研修率は「同和問題」88.9%、「障がい者」76.8%、「外国人」81.7%、となっている。しかし、『人権三法施行後の人権に関する行政施策の状況調査結果』で自治体ごとの「人権三法施行後、この法律に関する職員研修」の「有無」により集計した結果は、「同和問題」担当者の研修率は63.6%、「障がい者」担当者56.5%、とかがうじて半数を超えているが、「外国人」担当者48.3%と半数を下回っている<表 4-2-1>。

しかも「同和問題」担当者99人中11人11.1%、「障がい者」担当者69人中8人11.6%、「外国人」担当者60人中11人18.3%が三法研修を受けていないだけでなく、全く研修を受けていない<表 4-2-2>。

<表4-2-1>

| | 担当者 | 研修有 | 三法研修 | | 研修無 |
|------|-----|-----|------|----|-----|
| | | | 有 | 無 | |
| 同和問題 | 99 | 88 | 63 | 25 | 11 |
| 障がい者 | 69 | 53 | 39 | 14 | 8 |
| 外国人 | 60 | 49 | 29 | 20 | 11 |

<表4-2-2>

| | 研修有 | 三法研修 | | 研修無 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| | | 有 | 無 | |
| 同和問題 | 88.9% | 63.6% | 25.3% | 11.1% |
| 障がい者 | 76.8% | 56.5% | 20.3% | 11.6% |
| 外国人 | 81.7% | 48.3% | 33.3% | 18.3% |

※ 分母は担当者数

(3) 三法研修を受けた担当者は「国連人権教育10年」「人権教育・啓発推進法」の認知が高くなる

三法研修を受けた担当者の「国連人権教育10年」および「人権教育・啓発推進法」の認知は「同和問題」、「外国人」担当者では、「国連人権教育10年」および「人権教育・啓発推進法」の認知が多くなる<表4-3-1~4>。なお、「障がい者」担当者の有意差は確認できなかった(※「聞いたことはある」と「知らない」を「知らない等」に統合し、無回答は除いた)。

<表4-3-1>同和問題担当者と「国連人権教育10年」の認知

| | 知っている | 聞いたことはある | 知らない | 合計 | | 知っている | 聞いたことはある | 知らない | 合計 |
|-----|-------|----------|------|----|-------|-------|----------|--------|----|
| | | | | | | | | | |
| 研修無 | 5 | 23 | 8 | 36 | 13.9% | 63.9% | 22.2% | 100.0% | |

<表4-3-2>外国人担当者と「国連人権教育10年」の認知

| | 知っている | 知らない等 | 合計 | | 知っている | 知らない等 | 合計 |
|-----|-------|-------|----|-------|-------|--------|----|
| | | | | | | | |
| 研修無 | 10 | 21 | 31 | 32.3% | 67.7% | 100.0% | |

<表4-3-3>同和問題担当者と「人権教育・啓発推進法」の認知

| | 知っている | 聞いたことはある | 知らない | 合計 | | 知っている | 聞いたことはある | 知らない | 合計 |
|-----|-------|----------|------|----|-------|-------|----------|--------|----|
| | | | | | | | | | |
| 研修無 | 7 | 23 | 6 | 36 | 19.4% | 63.9% | 16.7% | 100.0% | |

<表4-3-4>外国人担当者と「人権教育・啓発推進法」の認知

| | 知っている | 知らない等 | 合計 | | 知っている | 知らない等 | 合計 |
|-----|-------|-------|----|-------|-------|--------|----|
| | | | | | | | |
| 研修無 | 12 | 19 | 31 | 38.7% | 61.3% | 100.0% | |

5. 人権施策と人権三法の施行

(1) 人権行政のベースとなる「国連人権教育10年」および「人権教育・啓発推進法」

今回の調査で「国連人権教育10年」および「人権教育・啓発推進法」の認知を尋ねた。戦後日本の人権施策の源には、世界人権宣言や日本国憲法などがあるが1965年の同和对策審議会答申(同対審答申)によって「部落問題の解決は政府の責任であり、国民の課題」であることが明らかにされた。以降、部落問題解決を中心にした運動は、女性や障がい者などあらゆる形態の差別撤廃・人権施策確立の取り組みへと広がった。また、部落問題解決の様々な施策は同和对策事業特別措置法などの時限立法が作られるが、時限立法ではなく部落問題の根本的な解決を図る「部落解放基本法」制定要求に、国は人権擁護施策推進法を1996年に制定した。そして、この法律に基づき1997年に設置された「人権擁護施策推進審

議会」が1999年の答申で「国は人権教育・啓発を推進する責務がある」ことを強調し、2000年の「人権教育・啓発推進法」の制定となった。

一方、「国連人権教育10年」は世界各国で「人権という普遍的な文化」が構築されることをめざし、日本施府も1997年にあらゆる分野での人権教育の推進・人権重視の施策推進を決定し、約10年の取り組みを進めた。

これらの施策は約20年前に施行され、どちらにも意義と課題はあるが、人権施策の基本となるものとして、設問を設けた。

(2) 「国連人権教育10年」の認知と「人権教育・啓発推進法」の認知は関連する

「国連人権教育10年」の認知と「人権教育・啓発推進法」の認知の関連を見ると、下表のとおり、「国連人権教育10年」を知っている人ほど「人権教育・啓発推進法」を知っている。なお、有効回答者107人を母数に全体を見ると、これら両方を知る人は有効回答者107人中31人29.0%で、3割にも満たなかった（※下表での回答数が少ないため、「変化はない」「わからない」は「変化はない等」に統合し、同様に「聞いたことはある」「知らない」は「知らない等」に統合して集計）。

<表5-2-1> 「国連人権教育10年」の認知と「人権教育・啓発推進法」の認知集計結果

| 推進法 国連10年 | 推進法 | | 計 | 推進法 | | 計 |
|--------------|-------|-------|-----|-------|-------|--------|
| | 知っている | 知らない等 | | 知っている | 知らない等 | |
| 知っている | 31 | 4 | 35 | 88.6% | 11.4% | 100.0% |
| 知らない等 | 16 | 56 | 72 | 22.2% | 77.8% | 100.0% |
| 計 | 47 | 60 | 107 | 43.9% | 56.1% | 100.0% |

なお、雇用形態別で、「国連人権教育10年」を知っている人で「人権教育・啓発推進法」を知っている人は正規職員30.4%、会計年度任用職員29.5%と雇用形態別の差異は見られなかった。しかし、下表のとおり両方を知らない人は、正規職員は56人中4人7.1%に対し、会計年度任用職員は44人中8人18.2%もあった。

<正規職員>

| 推進法 国連10年 | 推進法 | | | 計 | 推進法 | | | 計 |
|--------------|-------|----------|------|----|-------|----------|-------|--------|
| | 知っている | 聞いたことはある | 知らない | | 知っている | 聞いたことはある | 知らない | |
| 知っている | 17 | 2 | 0 | 19 | 30.4% | 3.6% | 0.0% | 33.9% |
| 聞いたことはある | 11 | 14 | 2 | 27 | 19.6% | 25.0% | 3.6% | 48.2% |
| 知らない | 1 | 5 | 4 | 10 | 1.8% | 8.9% | 7.1% | 17.9% |
| 計 | 29 | 21 | 6 | 56 | 51.8% | 37.5% | 10.7% | 100.0% |

<会計年度任用職員>

| 推進法 国連10年 | 推進法 | | | 計 | 推進法 | | | 計 |
|--------------|-------|----------|------|----|-------|----------|-------|--------|
| | 知っている | 聞いたことはある | 知らない | | 知っている | 聞いたことはある | 知らない | |
| 知っている | 13 | 1 | 0 | 14 | 29.5% | 2.3% | 0.0% | 31.8% |
| 聞いたことはある | 4 | 13 | 2 | 19 | 9.1% | 29.5% | 4.5% | 43.2% |
| 知らない | 0 | 3 | 8 | 11 | 0.0% | 6.8% | 18.2% | 25.0% |
| 計 | 17 | 17 | 10 | 44 | 38.6% | 38.6% | 22.7% | 100.0% |

(3) 人権三法の施行で人権施策は前進と推測

今回の調査で「人権三法が施行されて、人権施策に関する取り組みに変化はありましたか」の設問結果は<表5-3-1>のとおりであった。（※ 分析対象者は2016年以前からの勤続者としたため、約半数の62人は無回答者として除外した）。

<表5-3-1>

| | 変化はあった | 変化はない | わからない | 計 |
|----|--------|-------|-------|--------|
| 人数 | 15 | 16 | 20 | 51 |
| 比率 | 29.4% | 31.4% | 39.2% | 100.0% |

しかし、下表のとおり「人権施策」の「変化はあった」を選択した人は「国連人権教育10年」や「人権教育・啓発推進法」の認知が高いことから、人権三法の施行を前向きにとらえていることが推測できる。

| 国連人権教育10年 | | | | 人権教育・啓発推進法 | | | |
|-----------|-------|-------|----|------------|-------|-------|----|
| | 知っている | 知らない等 | 計 | | 知っている | 知らない等 | 計 |
| 変化あった | 9 | 6 | 15 | 変化あった | 11 | 4 | 15 |
| 変化はない等 | 9 | 27 | 36 | 変化はない等 | 13 | 23 | 36 |

| | 知っている | 知らない等 | 計 | | 知っている | 知らない等 | 計 |
|--------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 変化あった | 60.0% | 40.0% | 100.0% | 変化あった | 73.3% | 26.7% | 100.0% |
| 変化はない等 | 25.0% | 75.0% | 100.0% | 変化はない等 | 36.1% | 63.9% | 100.0% |

6. 人権施策に関わる担当者として仕事上の悩み

担当者の仕事上の悩みを、①人権行政の組織体制の問題、②担当者の悩み、として次のように要約整理したが、改めて人権行政の確立・充実に向けた取り組みが求められている。

(1) 人権行政の組織体制確立を

今回の調査では「法律施行だけでなく根本的な人権施策がなされていない。部落問題の啓発が減少。人権施策の企画・運営の準備等の人員不足。職員及び住民への効果的な啓発・研修方法を。教育と啓発の統一を」などの課題が挙げられた。

(2) 住民などの人権意識の低下を懸念する担当者の悩み

様々な人権課題の担当者は「学校や地域が一体となって努力していたが、今は巧妙化してきた差別を見抜くことができず、差別は無くなったと感じる者も少なくない。当事者としての想いを理解してもらうためにはどうすれば良いのか悩む。同和問題を知らない保護者も多く、保護者の意識が変わってきている。知識も経験も豊富でないと適切な対応ができず、対応でも人権侵害であるか否か判断に迷う。市民への啓発に限界を感じる。施策の具体化を解放同盟等から要請されるが、現場では最大限の努力をしている」などの悩みが寄せられた。

7. 今後の課題として

人権三法施行後の行政施策の実績状況等現状を把握し、今後の課題を明かにすることを目的に調査を進めてきたが、次のような今後の課題がある。

- ① 人権三法施行後の職員研修が不十分であり、研修の強化が必要である。研修まったくなしの担当者が10%以上もあり、雇用形態別で研修内容に差異があることから、是正が必要である。特に三法研修を受けた担当者は「国連人権教育10年」「人権教育・啓発推進法」の認知が多くなり、人権三法の施行を前向きにとらえていることが推察されることから人権三法の研修強化が求められている。
- ② 人権施策基本計画等の策定の推進と市民・住民への啓発・情報公開が必要である。
- ③ 人権三法による「地方公共団体の責務」への対応の推進である。とくに「障害者差別解消支援地域

協議会の設置」やヘイトスピーチ解消法第4条2「当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」などであり、部落差別解消推進法への対応は、海部郡3町やつるぎ町などの人権三法成立を踏まえた条例改正などにより対応が若干増加しているが、より充実強化が必要である。

- ④ 担当者の仕事上の悩みは、(ア)人権行政の組織体制の問題、(イ)担当者の悩み、と整理し、改めて人権行政の確立・充実に向けた取り組みとして、部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃する条例や人権尊重の社会づくり条例と人権三法を有効に活用させ、より充実した研修を基にした適正な人員配置が求められている。

別表1 徳島県内自治体の人権条例等の推移

| 自治体名 | 条例名 | 担当部局 | 施行日 | 合併等 |
|-------|--------------------------|------------------|------------|------------------------------------|
| 徳島県 | 徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例 | 男女参画・人権課、教委人権教育課 | 1997/04/01 | |
| 徳島市 | 徳島市人権条例 | 人権推進課他、教委社会教育課他 | 2002/04/01 | |
| 鳴門市 | 鳴門市人権条例 | 人権推進課、総合教育人権課 | 2004/10/12 | |
| 小松島市 | 小松島市人権条例 | 人権推進課 | 2002/10/01 | |
| 阿南市 | 阿南市人権尊重のまちづくり条例 | 人権・男女共同参画課、人権教育課 | 2005/10/01 | 2006年3月20日 (那賀川・羽ノ浦は 阿南市へ編入) |
| 吉野川市 | 吉野川市部落差別撤廃・人権擁護条例 | 人権課、生涯学習課 | 2004/10/01 | 2004/10/01 |
| | 吉野川市人権の花咲くまちづくり条例 | | 2013/04/01 | |
| 阿波市 | 阿波市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 人権課、社会教育課 | 2005/04/01 | 2005/04/01 |
| | 阿波市人権尊重のまちづくり条例 | | 2018/06/19 | |
| 美馬市 | 美馬市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | くらし・人権課、地域学習推進課 | 2005/03/01 | 2005/03/01 |
| | 美馬市人権条例 | | 2006/04/01 | |
| | 美馬市人権条例 | | 2014/04/01 | |
| 三好市 | 三好市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 市民課人権室 | 2006/03/01 | 2006/03/01 |
| 勝浦町 | 勝浦町差別をなくし、人権を擁護する条例 | 教育委員会 | 1994/07/18 | |
| 上勝町 | 上勝町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 住民課、教育委員会 | 1993/10/01 | |
| 佐那河内村 | 佐那河内村部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 住民税務課、教育委員会 | 1993/10/05 | |
| | 佐那河内村人権条例 | | 2009/09/29 | |
| 石井町 | 石井町人権擁護の推進に関する条例 | 教育委員会人権教育課 | 2004/04/01 | |
| 神山町 | 神山町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 健康福祉課 | 1993/10/01 | |
| | 神山町人権条例 | 教育委員会 | 2008/04/01 | |
| 那賀町 | 那賀町人権尊重の町づくり条例 | 住民課 | 2005/03/01 | 2005/03/01 |
| 牟岐町 | 牟岐町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 住民福祉課 | 1993/06/29 | |
| | | | 2019/12/13 | |
| 美波町 | 美波町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例 | 住民生活課、教育委員会 | 2006/03/31 | 2006/03/31 |
| | 美波町部落差別撤廃の推進及び人権擁護に関する条例 | | 2019/12/12 | |
| 海陽町 | 海陽町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 福祉人権課 | 2006/03/31 | 2006/03/31 |
| | | | 2013/04/01 | |
| | | | 2019/06/20 | |
| 松茂町 | 松茂町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 町民課、教育委員会 | 1993/09/13 | |
| 北島町 | 北島町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 住民課、教育委員会 | 1993/09/24 | |
| 藍住町 | 藍住町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 福祉課、教育委員会 | 1993/10/01 | |
| | | | 2003/04/01 | |
| 板野町 | 板野町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 人権コミュニティ課、教育委員会 | 1993/10/12 | |
| | | | 2002/06/24 | |
| 上板町 | 上板町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 住民人権課 | 1993/09/14 | |
| | | | 2002/07/01 | |
| つるぎ町 | つるぎ町人権条例 | 総務課、教育委員会 | 2005/03/01 | 2005/03/01 |
| | | | 2022/04/01 | |
| 東みよし町 | 東みよし町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 福祉課、教育委員会 | 2006/03/01 | 2006/03/01 |

| 条例名 | 施行日 | 担当部局 |
|------------------------|------------|------------|
| 徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例 | 1997/04/01 | 保険福祉部人権課 |
| 徳島市部落差別をなくす等人権を守る条例 | 1994/08/01 | 同和对策課 |
| 鳴門市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/13 | 同和对策課 |
| 小松島市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/15 | 同和对策課 |
| 阿南市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/01 | 同和对策課 |
| 那賀川町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/10 | 同和对策課 |
| 羽ノ浦町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/30 | 住民生活課 |
| 鴨島町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/01 | 人権課 |
| 川島町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/01 | 教育委員会 |
| 山ノ内町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/01 | 教育委員会 |
| 美郷村部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/01 | 住民福祉課 |
| 阿波町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/12 | 教育委員会 |
| 市場町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/01 | 教育委員会 |
| 土成町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/08 | 教育委員会 |
| 吉野町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/17 | 中央ふれあいセンター |
| 六次町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/20 | 教育委員会 |
| 美馬町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/04 | 教育委員会 |
| 脇町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/01 | 教育委員会 |
| 木屋平村部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/01 | 厚生課 |
| 井川町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/06/29 | 教育委員会 |
| 池田町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/07/06 | 同和对策課 |
| 三野町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/07/02 | 同和对策室 |
| 山崎町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/07/01 | 同和对策室 |
| 西祖谷山村部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/07/12 | 保健環境課 |
| 東祖谷山村部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/06/28 | 厚生課 |
| 勝浦町差別をなくし、人権を擁護する条例 | 1994/07/18 | 教育委員会 |
| 上勝町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/01 | 住民課 |
| 佐那河内村部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/10 | 住民福祉課 |
| 石井町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/22 | 同和对策課 |
| 神山町部落差別撤廃・人権用に関する条例 | 1993/10/01 | 健康福祉課 |
| 相生町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/24 | 町民課 |
| 上那賀町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/29 | 住民課 |
| 鷲津町人権尊重の町づくり条例 | 1993/09/30 | 住民生活課 |
| 木沢村部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/01 | 教育委員会 |
| 木頭村部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/01 | 住民課 |
| 牟岐町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/06/29 | 同和对策課 |
| 日和佐町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/07/01 | 日和佐町公民館 |
| 由岐町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/24 | 住民課 |
| 海南町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/17 | 同和对策課 |
| 海陽町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/06/29 | 同和对策室 |
| 穴吹町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/28 | 教育委員会 |
| 松茂町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/13 | 町民課 |
| 北島町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/24 | 住民課 |
| 藍住町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/01 | 社会教育課 |
| 板野町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/12 | 同和对策課 |
| 上板町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/14 | 同和对策課 |
| 半田町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/10/05 | 福祉課 |
| 真光町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1996/06/01 | |
| 一宇村部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/09/16 | 住民環境課 |
| 三ノ宮町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/06/30 | 同和对策室 |
| 三野町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例 | 1993/06/29 | 同和对策室 |